

定款変更（案）

変更理由 ★は緊急に変更をおねがいしたい案件です

第4章第16条5・・・4の規定により現役員の任期を2年より短縮することが認められないため、毎年総会を少しずつ遅くせざるを得ない状況です。後任の役員決定により前任の任期を満了することを認めるため

第5章第24条4・・・総会における予算の提案に変更はないため

第5章第24条9・・・事務局の組織運営は総会ではなく理事会の議決で決定し運営を効率化するため

第5章第24条10・・・その他運営に関する重要事項も理事会の議決で決定し運営を効率化するため

第31条2&第39条2・・・議事録署名人の署名、押印を記名、押印に変更

その他は内容の変更では無く、NPOセンターで定款を精査していただいて発見された数字の校正

新		旧	
第4章★ 第16条4 5	第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。	第4章 第16条4	第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
第5章★ 第24条4	事業計画および活動予算	第5章 第24条4	事業計画および活動予算ならびにその変更
第6章★ 第33条4	(4)事務局の組織及び運営	第5章 第24条9	(9)事務局の組織及び運営
第5章★ 第24条9	その他運営に関する重要事項	第5章 第24条10	その他運営に関する重要事項
第26条	総会は、第25条第2項第3号の	第26条	総会は、前条第2項第3号の
第26条2	理事長は第25条第2項第1号	第26条2	理事長は前条第2項第1号
第29条	総会における議決事項は第26条	第29条	総会における議決事項は第25条
第30条3	前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用に	第30条3	前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用に
第31条2	議事録署名人2人以上が記名、押印	第31条2	議事録署名人2人以上が署名、押印
第6章 第35条2	理事長は第34条第2号及び	第6章 第35条2	理事長は前条第2号及び
第37条	理事会における議決事項は、第35条	第37条	理事会における議決事項は、第34条
第38条3	前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号	第6章 第38条3	前項の規定により表決した理事は、次条第1項の
第39条2	議事録署名人2人以上が記名、押印	第39条2	議事録署名人2人以上が署名、押印
附則4	この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定に	附則4	この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に
附則5	設立当初の事業年度は第50条の	附則5	設立当初の事業年度は第49条の
附則	附則 この定款は、平成28年9月13日から施行する。 附則この定款は、2023年（令和5年）月 日から施行する。	附則	附則 この定款は、平成28年9月13日から施行する。
裏表紙	（全て削除） （この記名は定款には必要がないことをNPOセンターで確認済み）	裏表紙	本書は当法人の「定款」に相違ありません。特定非営利活動法人ぎふ音楽療法協会 理事 廣瀬淳子